

目 次

1. 介護保険制度における住宅改修費支給制度について	… 1
2. 対象要件	… 2
3. 支給限度基準額	… 3
4. 支払方法	… 6
5. 手続きの流れ	… 7
6. 住宅改修の種類	…13
7. 住宅改修費が支給できない場合	…16
8. 現地確認について	…16

〔参考資料〕住宅改修費の支給対象となる工事種別（イスト）

1. 介護保険制度における住宅改修費支給制度について（概要）

要介護認定されている方が、できるだけ自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながる比較的小規模なものが対象です。

支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

住宅改修は、被保険者（利用者）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には、必ずケアマネジャーにご相談ください。

<住宅改修の種類（平成11年3月31日 厚生省告示第95号）>

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

《留意点》

- **住宅改修業者について**
住宅改修業者に愛媛県や松山市の指定はありません。担当ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、業者の選定にあたっては、複数の業者（工務店やリフォーム会社等）に見積もりを依頼し、比較・検討したうえで1社を選ぶことをお勧めします。
- **施工後のトラブルについて**
施工後のトラブルについては、ご自身が業者と交渉することになりますので、（ご契約時には）アフターサービスについても確認しておくことをお勧めします。
- **住宅改修の効果の確認について**
施工後は、適宜に担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活行為の改善や介助負担の改善などの住宅改修の効果について確認してください。



2. 対象要件

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前申請の手続きをしないまま、着工した場合は、原則、支給対象になりませんのでご注意ください。

- (1) 要介護認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内であること。
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修で、実際に居住している住宅であること。
- (3) 本人が在宅であること（入院・入所・外泊は不可）。
- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されていること。
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請して、松山市に事前承認されていること。

《留意点》

- **介護認定申請中または入院中や施設入所中の方について**
介護認定申請中または入院中や施設入所中の方が、事前申請による事前承認後の工事着工は可能ですが、支給申請は、認定結果が出てから、または退院・退所した後になります。（一時帰宅中の支給申請は認められません。）そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできなくなります。
- **一時的に身を寄せている住宅の改修について**
介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。
- **新築や増築の住宅改修について**
住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。
- **ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について**
住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。
- **支給対象の工事内容について**
支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である松山市が決定します。同じ工事内容でも保険者が変わると若干判断が異なる場合があります。（例えば、A市で対象となった工事がB市では対象にならなかった等。）
- **要介護者等の心身の状況や住宅の状況等から生活環境を整えるために必要と考えられる適切な内容・範囲においてのみ支給対象となるものであり、高価な材料を使用したり、必要以上に広い範囲を支給対象として申請することのないよう、適切な金額・工法で、効果的な改修となるよう十分に検討してください。（見栄え等のための贅沢・華美なデザインや特に必要性のない加工については認められません。）**また、本人の趣味嗜好等を目的とした改修も認められません。
- **住宅に固定するなど工事を伴うものが対象となりますので、用具を置くだけの場合は支給の対象になりません。**

3. 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は20万円です。このため、20万円までの支給限度基準額の範囲内でかかった対象となる工事費用の1～3割（負担割合の基準日は、領収証に記載のある領収日）と上限額を超えた費用が利用者負担となります。

<負担割合ごとの内訳>

利用者の負担割合	支給限度基準額	介護保険給付上限額	自己負担額
1割	20万円	18万円	2万円
2割		16万円	4万円
3割		14万円	6万円

支給限度基準額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて、申請することもできます。

また、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合（基準日は初回の住宅改修着工日）や転居した場合には、支給限度基準額の再度の利用が認められる場合があります。詳細は、以下の通りです。

<「3段階リセットの例外」> ※この例外は一回限りです。

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第1段階	要支援1 又は経過的要介護（H18.4.1以前は要支援）
第2段階	要支援2 又は 要介護1
第3段階	要介護2
第4段階	要介護3
第5段階	要介護4
第6段階	要介護5

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、上表の「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった（要介護状態区分が3段階以上重くなった）場合、再び支給限度基準額20万円の範囲内で申請が可能になります。但し、「3段階リセットの例外」は一人の被保険者に対して1回しか適用されません。

（適用パターン）

〔初回の住宅改修着工日〕

- ・ 第1段階（要支援1 又は 経過的要介護）
- ・ 第2段階（要支援2 又は 要介護1）
- ・ 第3段階（要介護2）

〔追加の住宅改修着工日〕

- 第4段階以上（要介護3以上）
- 第5段階以上（要介護4以上）
- 第6段階（要介護5）

[例1：「3段階リセットの例外」が適用となる場合]

	初回	2回目	3回目
住宅改修着工日時点 の状態区分	要介護1 (第2段階)	要介護3 (第4段階)	要介護4 (第5段階)
改修前の支給限度基 準額の残額：(a)	20万円	10万円	*3段階リセット適用* 20万円
工事費用（介護保険 対象部分）：(b)	10万円	10万円	*初めて住宅改修を行った要介護 1を基準として「介護の必要の程 度」の段階が3段階上がっている ため、再度20万円までの支給が 可能になります
改修後の支給限度基 準額の残額 ：(a)－(b)	10万円	0円	

[例2：「3段階リセットの例外」が適用とならない場合]

	初回	2回目	3回目
住宅改修着工日時点 の状態区分	要介護3 (第4段階)	要介護1 (第2段階)	要介護4 (第5段階)
改修前の支給限度基 準額の残額：(a)	20万円	10万円	×3段階リセット適用不可× 0円
工事費用（介護保険 対象部分）：(b)	10万円	10万円	*初めて住宅改修を行った要介護 3が基準となるので、「介護の必要 の程度」の段階が3段階上がって いることにはならず、3段階リセッ トの適用はありません
改修後の支給限度基 準額の残額 ：(a)－(b)	10万円	0円	

＜「転居リセットの例外」＞

転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用しているも、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。また、3段階リセットの例外も転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護状態区分が基準となります。

〔例1：「転居リセットの例外」と「3段階リセットの例外」共に適用となる場合①〕

	転居前		転居後	
	初回	2回目	3回目	
住宅改修着工日時点の状態区分	要支援1 (第1段階)	要介護1 (第2段階)	要介護4 (第5段階)	
改修前の支給限度基準額の残額：(a)	20万円	* 転居リセット適用 * 20万円	* 3段階リセット適用 * 20万円	
工事費用（介護保険対象部分）：(b)	10万円	20万円	* 転居後の住宅について、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっているため、再度20万円までの支給が可能となります	
改修後の支給限度基準額の残額：(a)－(b)	10万円	0円		

〔例2：「転居リセットの例外」と「3段階リセットの例外」共に適用となる場合②〕

※転居後、転居前の住宅に戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。3段階リセットの基準となる要介護状態区分も転居前のものが適用されます。

	転居前		転居後	
	初回	2回目	再び転居前住宅に戻る 3回目 4回目	
住宅改修着工日時点の状態区分	要介護1 (第2段階)	要介護1 (第2段階)	要介護3 (第4段階)	要介護4 (第5段階)
改修前の支給限度基準額の残額：(a)	20万円	* 転居リセット適用 * 20万円	※転居前住宅に係る支給状況が復活※ 5万円	* 3段階リセット適用 * 20万円
工事費用（介護保険対象部分）：(b)	15万円	20万円	5万円	* 転居前の住宅について、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっているため、再度20万円までの支給が可能となります
改修後の支給限度基準額の残額：(a)－(b)	5万円	0円	0円	

4. 支払方法

支払い方法には、償還払い方式と受領委任払い方式の2種類があります。

(1) 償還払い方式

利用者(被保険者)がいったん、改修費用全額を施工業者に支払い、給付対象部分から自己負担分(1~3割)を差し引いた金額が後日、松山市から利用者へ給付されます。

(2) 受領委任払い方式

介護保険対象の住宅改修に係る費用(給付対象部分)のうち、利用者は自己負担分(1~3割)の金額のみ施工業者に支払えば良い方法です。(残りの7~9割分については、松山市が直接施工業者に支払います。)ただし、施工内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、利用者が上記以外に対象外費用の全額を支払うことになります。

<受領委任払い方式を利用できる対象者等について>

- ・受領委任払い方式を利用できる対象者は、介護保険料の滞納により保険給付の支払方法が変更になっていない方です。ただし、当該被保険者が要介護認定新規申請中、区分変更申請中の場合は、受領委任払いは利用できません。
- ・受領委任払い方式を利用するためには、事前申請の際に松山市に「介護保険給付費受領委任払い承認申請書」を提出し、着工前に承認を受けておく必要があります。
- ・なお、受領委任払いの利用は、松山市と事前に「介護保険給付費受領委任払い合意書」を交わした施工業者(口座申請も必要)に限ります。合意書に関するお手続き方法については、介護保険課へお問い合わせください。

<保険給付の支払方法変更の確認について>

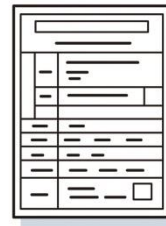
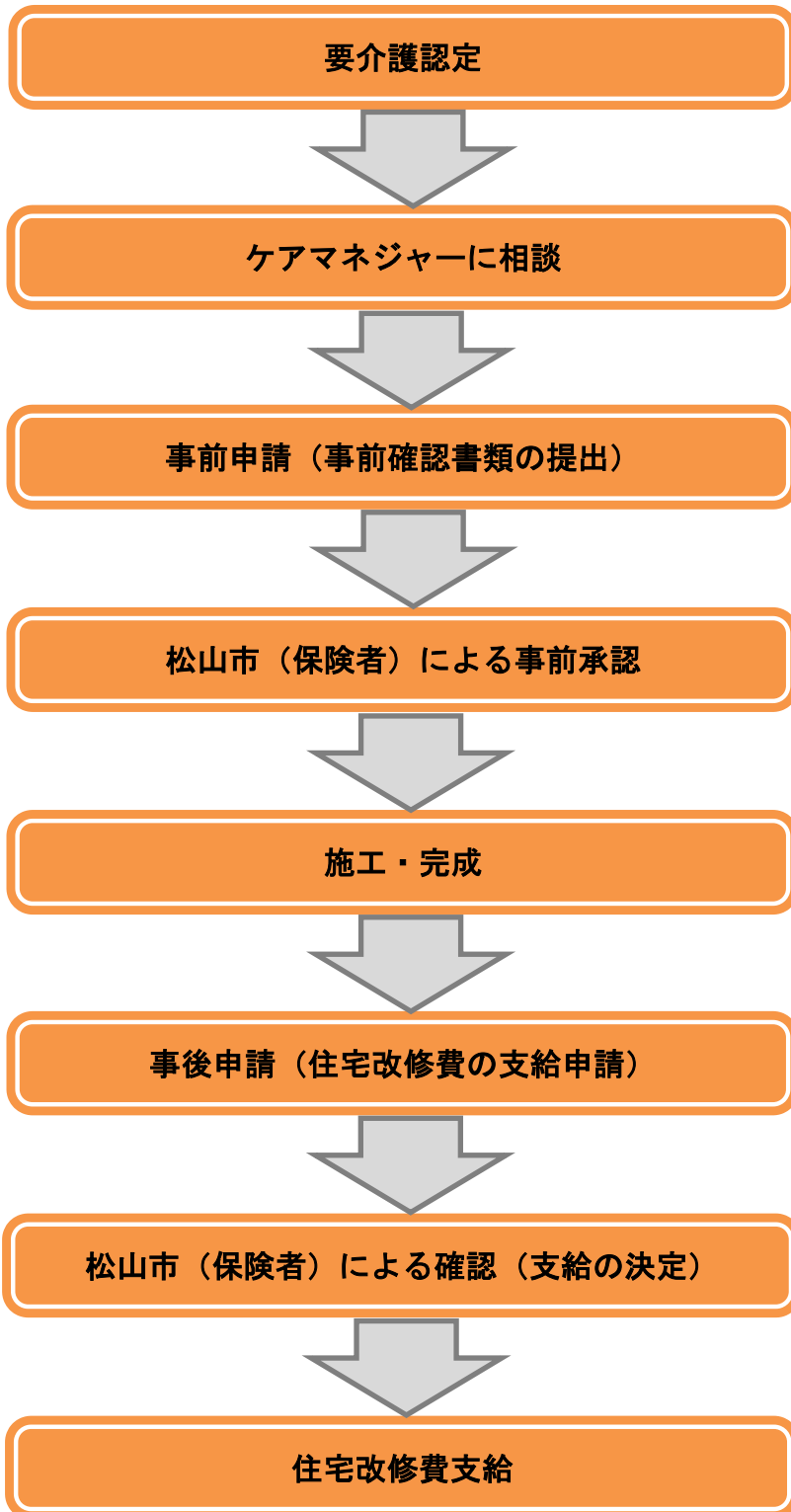
介護保険被保険者証の「給付制限」の欄を確認してください(下図参照)。なお、支払方法に変更がなければ記載はありません。

要介護状態区分等	要介護2	
認定年月日	(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日) 令和3年10月1日	
認定の有効期間	令和3年11月1日～令和4年10月31日	
居宅サービス等	区分支給限度基準額	
	令和3年11月1日～令和4年10月31日 1ヶ月あたり 19705単位	
(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		
給付制限	内容	期 間
	支払方法変更	開始年月日 令和3年11月1日 終了年月日 年 月 日
		開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
		開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日

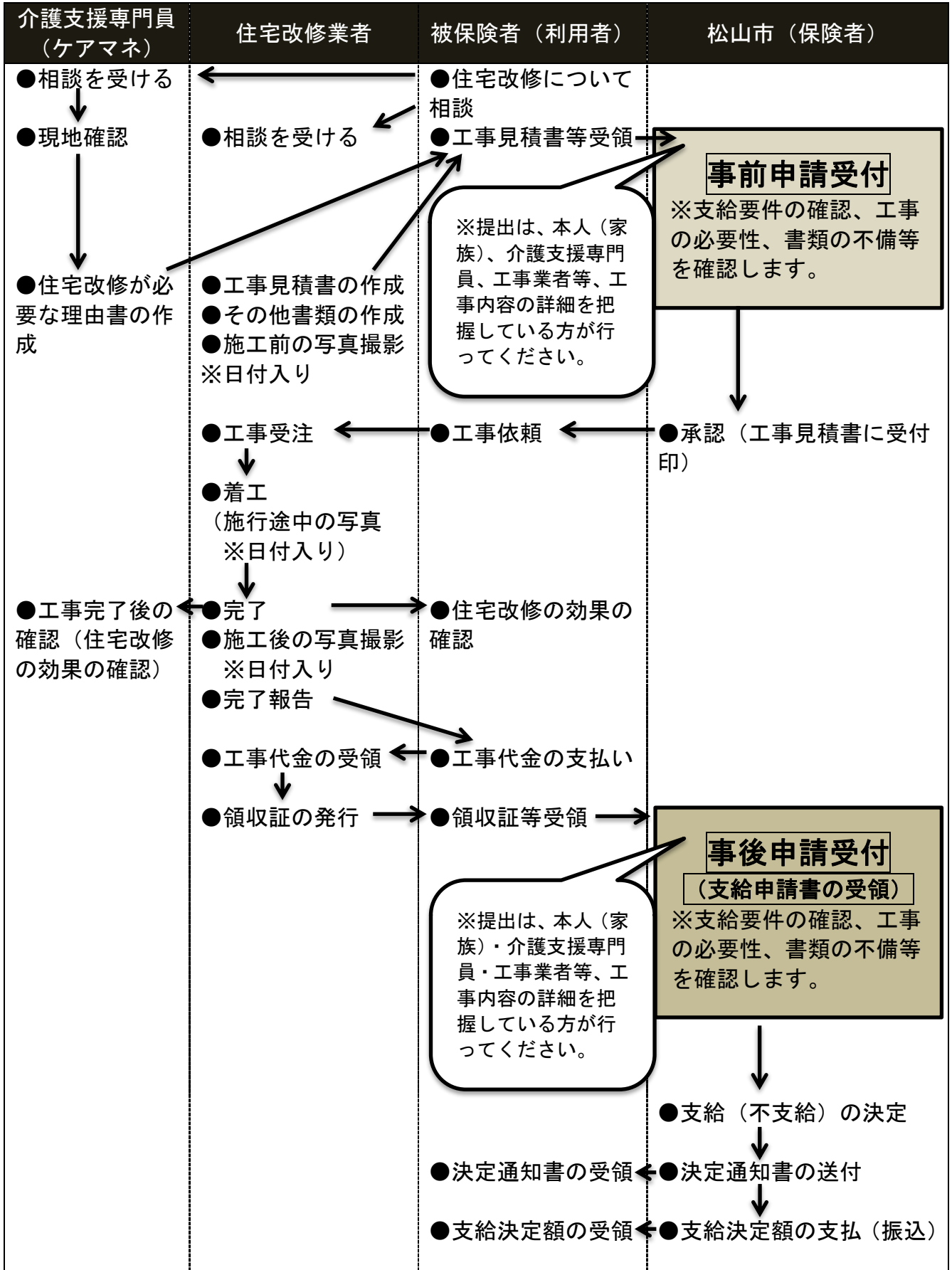
介護保険被保険者証のこの部分に印字されます。

5. 手続きの流れ

(1) 手続きの流れ



(2) 手続きの流れ<<図解>>



＜事前申請時の提出書類と留意点＞

* 下記内容は一般的な事例を想定しているため、その他書類等が必要な場合もあります。予めご了承ください。

1. 住宅改修が必要な理由書 P1・P2

- ・ 記入が必要な全ての項目が記載されていること
- ・ 被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致していること
- ・ 身体状況と改修箇所の問題点が具体的に記載されていること
- ・ 改修内容が介護保険対象として妥当であること
- ・ 入院中または入所中の場合、退院または退所予定日が記入されていること（分かる範囲で）

2. 住宅改修の確認書・承諾書

（市営住宅の場合は、「市営住宅模様替等設置承認・不承認通知書」（松山市都市整備部住宅課扱い））

＜住宅改修承諾書1＞

- ・ 記入が必要な全ての項目が記載されていること
- ・ 賃借人及び賃貸人の記名・押印又は署名があること

＜住宅改修の確認書・承諾書2＞

- ・ 記入が必要な全ての項目が記載されていること
- ・ 住宅の所有者氏名が自署されていること

3. 工事見積書（工事費内訳書）

- ・ 改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が区分けされて記載されていること
- ・ 材料費と工賃および諸経費が区分けされて記載されていること ※工事一式等は不可※
- ・ 工事見積書に介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分が明示されていること
- ・ 諸経費を計上している場合や値引きがある場合、金額按分されていること
- ・ 手すり取付けの場合で、例えば2メートルの木製手すりを切って数か所に取り付ける場合には各箇所ごとに長さの記載が必要 ※この場合、保険給付で認められる工事費用の範囲（対象部分）は実際の手すりの長さ及びその取付け工事に必要な範囲に限られます
- ・ 工事見積書の宛名、住所（施工場所）等が被保険者本人であること
- ・ 工事見積書に社名等の記入や社印が押印されていること
- ・ 工事見積書の計算が合っていること

4. 改修前・後の図面（平面図）

- ・ 被保険者本人の動線がわかり、改修の位置が確認できるものであること
- ・ 段差解消の場合、前後の状態を図面に記載しているか、断面図等で前後の状態が確認できること
- ・ 踏み台、スロープの設置等で、カタログにない特注品等を使用する場合、図面に寸法が記載されていること

5. 改修前の写真（撮影日付入りのもの） ※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外※

- ・ 改修箇所ごとの写真であり、台紙（「写真貼付用紙」等）に添付してあること
- ・ 写真の枠内に日付が入っていること（日付入りの写真機がない場合は、ボード等に日付を記載の上、撮影すること。※写真に直接マジック等で日付を書き込んだものは不可※）
- ・ 段差解消の場合、段差にメジャーをあてた写真とその近接写真（目盛りが読める）の2枚の写真が必要

6. カタログ

- ・ 改修内容・メーカー・使用部材等が確認できるようなカタログ又は図面が添付されていること
- ・ 特注品の場合は、カタログに相当する設計図面の添付があること
- ・ 複数品番等がある場合は、特定できるように丸印等を付けること

7. 介護保険給付費受領委任払い承認申請書（受領委任払いの場合のみ）

- ・ 受領委任払い事業者の必要項目の記載と押印（合意書にて押印しているもの）があること
- ・ 被保険者の氏名の自署及び住所の記載があること
- ・ 新規・認定申請中でない。※新規・認定申請中は申請不可※

※事前承認の時期について

施工内容や書類に不備がなくても、承認に時間を要する場合があります。

※事前承認後の変更について

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまう場合があります。そのような場合には、**必ず事前にケアマネジャーにより**介護保険課までお問い合わせください。問い合わせの必要性が発生した日が閉庁日の場合、その直後の開庁日に必ずお問い合わせください。なお、[Q&A編]「6. その他工事全般について」でも触れていますので、あわせてご確認ください。

＜事後申請時の提出書類と留意点＞

* 下記内容は一般的な事例を想定しているため、その他書類等が必要な場合もあります。予めご了承ください。

1. 住宅改修費支給申請書（受領委任または償還払い方式）

- 全ての項目が記載されていること
- 被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致していること
- 申請者氏名が自署されていること
- 訂正箇所には訂正印があること（申請者氏名及び金額は訂正できません）
- 着工日は事前確認の日以後の日付であること
- 支給申請日は工事完了の日以後の日付であること

2. 領収証（原本）

- | | |
|-------------|---|
| (償還払の場合) | • 領収金額が、見積金額（工事費内訳書）と同額であること |
| (受領委任払の場合) | • 領収金額が、利用者負担額と一致すること（保険対象部分の1～3割である ※ただし、施工内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、当該対象外費用の全額に保険対象部分の1～3割を合算した額である※） |
| (受領委任・償還共通) | • 領収年月日が記載されていること
• 施工業者の印が押されていること
• 氏名等が被保険者本人であること
• ただし書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されていること |

3. 改修後の写真（撮影日付入り）※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外※

- 改修箇所の写真であることがわかること
- 使用した部材が写真の中で確認できること（必要に応じて工事の経過（途中）写真等を添付）
- 固定状況や段差状況が確認できること
- 事前申請時の「改修後図面」及び「工事見積書」と整合した内容であること
- 台紙（「写真貼付用紙」等）に貼付してあること
- 改修前と同方向から撮影した写真であること

4. 事前申請時の下記の書類

- | | |
|----------------|--------------------|
| ●工事見積書（工事費内訳書） | ●住宅改修が必要な理由書 P1・P2 |
| ●住宅改修の確認書・承諾書 | ●改修前の写真 |
| | ●カタログ |
| | ●改修前・後の図面 |
- (受領委任払の場合) ・受領委任にかかる請求書

5. 退院日（事前申請時、入院または入所中の場合）

- 退院日の確認ができていること

＜『住宅改修 必要書類のチェックリスト』について＞

『住宅改修 必要書類チェックリスト』は、住宅改修費支給申請に係る一般的な確認項目をまとめておりますので、市への提出前のセルフチェック等に適宜ご活用ください。

《留意点》

➤ 住宅改修箇所の写真

- ① 写真は、内側に日付の入ったものが必要です。日付機能がないカメラの場合は、撮影の日付を記入した黒板等を映り込ませて撮影してください。その際、黒板等で改修箇所が隠れないように注意してください。写真の枠外や写真に直接日付を書き込んだものは受付できません。
- ② 住宅改修する場所は、改修前と改修後が比較できるように写真を撮影してください。
- ③ 段差の場合は、改修前に凸部が確認できる写真を、床面が低い方向から撮影してください。物差し等を用い、段差がわかるように撮影してください。
(改修後、段差が残る場合は、段差の状況が分かるメジャーをあてた写真を撮影)
- ④ 改修箇所の全体が確認できる必要があります(例えば床上げの場合は、床全面の写真等)。そのため、写真の撮影範囲が広範囲になる場合は、複数枚に分割して撮影してもかまいません。
- ⑤ 手すり・ステップ台・三角スロープ・すのこ等は、取り付け工事を伴うことにより住宅改修の対象となりますが、その際、固定していることが分かるように撮影してください。玄関アプローチ等の外部に手すりを取り付ける際で、コア抜きをする場合は当該工事の途中写真が必要です。
- ⑥ 上記のように、改修箇所全体及び途中工程が明確に確認できるように撮影してください。写真が不足している場合は、その箇所の工事相当額が給付対象外になる場合があります。改修箇所が写真で確認できない場合等には、写真の撮り直しによる書類の差し替えが必要になりますのでご注意ください。

➤ ユニットバスについて

浴槽が工事前の物より深いタイプへの改修は対象外です。また、パッケージ料金の場合は、保険給付の対象となる部分とそれ以外の部分の価格の確認が必要なため、メーカーが作成した『価格振り分け表』が必要です。

➤ 隣家との共有地等に係る部分について

玄関までのアプローチ等にスロープや手すりを設置するとき等、隣家との共有地や共有道路に係る部分について、固定資産の状況や建築・消防等関係法に抵触していないかどうかの確認させていただく場合があります。

➤ 申請書等への押印及び訂正について

申請書関連への押印は必ず朱肉を使ってください。また、申請書等において文字や数字を訂正する場合は、必ず申請者により訂正印等を用いて訂正してください。ただし、申請者氏名及び金額の訂正は認められません。

➤ 領収証について

- (1) 領収証の宛名は要介護(要支援)認定を受けている被保険者氏名にしてください。氏名の訂正は認められません。
- (2) 領収証の金額は、原則、事前申請で承認された見積金額(工事費内訳書)と同額である必要があります。金額の訂正は認められません。
- (3) 発行者の社名や印がないもの、また、単に改修費を改修業者の口座に振り込んだことを証明した書面は領収証として受付できません。

▶ **家族等が自ら行う住宅改修について**

被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象になります。この場合の「領収証」は、材料の販売者が発行したものになります。添付する工事見積書は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成しますが、販売者が発行した内訳書（レシートのコピー等）の添付も必要です。

（通信販売で材料を購入し、コンビニで支払った場合は、コンビニが発行する領収証・レシートで可）

なお、通信販売で材料を購入した場合や、小売店で材料を購入したが自力での搬送が困難なため搬送を依頼した場合、送料が別途請求されることがあります。この場合の送料も、材料を調達するために必要な経費として材料費に含めます。ただし、支給対象となる送料は、実際に住宅改修に使用された対象材料費分のみです。対象となる材料と併せて対象外のものを購入した場合は、当該送料全額のうちの手当対象部分である材料費の金額の割合で按分し、算出した金額以下を支給対象とします。

6. 住宅改修の種類

*各参考事例は、あくまで一般的な事例を取り上げています。対象の可否についてあいまいなケースについては、利用者の身体状況等により個別に判断する場合がありますので、必ず事前に介護保険課にご相談ください。
*各参考事例内の「対象外工事」は、介護保険の給付対象外となる工事等を例示しています。

(1) 手すりの取付け

- ・廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置

〔付帯工事〕

手すりの取付けのための壁の下地補強も対象

【参考事例】

○保険給付の対象工事	×対象外工事
○ 居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等）	× 集合住宅等の共用部分の手すり（ただし、貸主の承諾があり、動線上であれば可）
○ 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等）	× 敷地外の手すり
○ 下駄箱への手すりの取付け（手すりの安全性を確認できる場合に限る。）	× 固定したネジの頭を隠す化粧用のシール相当費用
○ 既存手すりの撤去費（取替え・移設の場合）	× 手すり取付けの場合で、既存設置物の移設相当費用
○ 既存手すりの取替え・移設（身体状況の変化等による場合のみ）	× 家具等への手すりの取付け（下駄箱等の固定されていない家具への取付け） （下記の※注釈※も合わせてご確認ください）

*取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となります。

※注釈※ただし、当該下駄箱等が住宅に据え付けられており、かつ手すりを取り付けるのに十分な強度（補強板を用いて十分な強度を得る場合も含む）が確認されている場合は、対象になります。この場合、施工業者は、改修前の写真等へこの旨を添え書き（押印も必要）する必要があります。

*被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況等に基づいた理由により、跳ね上げ式手すり、また取り外し可能な手すり（着脱式手すり）についても、取り外しのできないように金具等で住宅に固定化する工事が行われているものであれば、住宅改修の対象となります。

但し、支給申請の際には、跳ね上げ式手すりの場合は跳ね上げ途中の状態の写真、取り外し可能な手すりの場合は住宅に固定されていることが確認できる写真が必要となります。

*ビスキャップ等の部材で、専ら見栄え等のために使用するものは、住宅改修の支給対象外です。

(2) 段差の解消

敷居を低く（撤去）する、スロープの設置、浴室の床のかさあげ等工事を伴う居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜の解消（平成24年度法改正）

〔付帯工事〕

浴室の床のかさ上げ（浴室の洗い場のかさ上げや、浴槽の取替え）に伴う給排水設備工事、転落防止柵の設置工事（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）（平成24年度法改正）も対象

【参考事例】

○保険給付の対象工事	×対象外工事
○ 各居室の敷居を低く(撤去)する工事	× 床下収納スペースを埋める工事
○ スロープ・踏み台を固定設置する工事	× スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事
○ 浴室の洗い場のかさ上げ工事	× 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事
○ 浴室の床のかさ上げ(浴室の洗い場のかさ上げや、浴槽の取替え)に伴う既存のシャワー・水栓の移設工事(住宅改修に伴う構造上やむを得ない場合に限る)	× 上り框に腰かけ台を設置する工事
○ 敷石をコンクリートスロープにする工事	× 給湯器の新設・移設・取替え工事
○ 居室・廊下をバリアフリーにする工事	× 浴室の床のかさ上げ(浴室の洗い場のかさ上げや、浴槽の取替え)に伴うシャワー・水栓の新設・移設(住宅改修に伴う構造上やむを得ない場合を除く)・取替え工事
○ 階段の勾配を緩やかにする工事	× 転落防止柵の設置 ^{●●} 単独の工事(転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯する工事として認められるため)
○ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事	× 電気工事
○ 傾斜の解消(平成24年度法改正)	× 着脱式の踏み台の設置(下記の※注釈※も合わせてご確認ください)
○ 転落防止柵の設置(スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置)(平成24年度法改正)	

* 取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取り付け工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

※注釈※着脱できないように固定する際は支給対象となります。

(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- ・ 居室では畳から板製床材、ビニール製床材等へ変更
- ・ 浴室では滑りにくい床材への変更等工事を伴う床材の変更
- ・ 通路面においては工事を伴う滑りにくい舗装材への変更等

【付帯工事】

床材の変更のための下地の補強や根太(ねだ)の補強又は通路面の変更のための路盤整備も対象

【参考事例】

○保険給付の対象工事	×対象外工事
○ 畳から板製床材・ビニール製床材等への変更	× 老朽化による床材の張り替え
○ 浴室の床材を滑りにくい床材に変更	× 滑り止めマットを洗い場に置くだけ
○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更	× 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更
○ 階段の滑り止め(固定されているもの)	× <u>マンホールの新設</u>
○ <u>既存マンホールの移設</u>	

* タイルへ変更の場合、滑り防止等の効果が記載されたカタログが必要となります。

(4) 引き戸等への扉の取替え

- ・開き戸から引き戸、折り戸、吊り戸、アコーディオンカーテン等へ取替え
- ・ドアノブの変更、戸車の設置等を含む工事を伴う扉の取替え
- ・扉の撤去（平成24年度法改正）

【付帯工事】

扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象

【参考事例】

○保険給付の対象工事	×対象外工事
○ 開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え	× 自動ドアに取り換えた場合の、動力部分相当費用
○ 重い引き戸から軽い引き戸への取替え	× 引き戸等の新設（ただし、扉の取り換えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可）
○ ドアノブの変更、戸車の設置、吊元の変更	× 扉の使用に支障がない場合の、間口の拡大（下記の※注釈※も合わせてご確認ください）
○ 扉の撤去（平成24年度法改正）	× 雨戸の取替え
○ 扉の取替に伴う補修	

※注釈※被保険者の心身の状況等に基づいた理由により扉の使用に支障があると認められる場合は、対象となります。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への変更等工事を伴う便器の取替え

【付帯工事】

便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更も対象

※水洗和式⇒水洗洋式の工事は、給排水工事も対象となります。

※非水洗和式⇒水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ対象外工事となります。また、電気配線、天井等の工事も対象外となります。

【参考事例】

○保険給付の対象工事	×対象外工事
○ 和式便器から洋式便器への取替え	× 洋式便器から洋式便器への取替え（便座の位置が変わらない場合）
○ 洋式便器の工事	× 既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置
・便座の高さが高い（低い）洋式便器に取り換える場合（ただし、補高便座を用いて座面の高さを高くする場合は、住宅改修ではなく福祉用具購入費の支給対象）	× 介護保険制度の福祉用具の購入対象である腰掛便座の設置
・洋式便器の向きを変える工事	× 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え
○ 既存の和式便器は壊し、別な場所に洋式便器を設置（和式便器を洋式便器に取り換えたものとみなし、洋式便器の設置費用のみを支給対象）	× 電気工事
○ 便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事	

* 和式便器から洋式便器への取り換えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し支給対象になります。ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外となります。（介護保険制度において便器の取り換えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。）

* 洋式便器を便座の高さが高いものに取り換える場合は、原則3cm以上高くなるようにしてください。（3cm未満となる場合は、事前にご相談ください。）

(6) (再掲) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

① 手すりの取り付け

手すりの取り付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）（平成24年度法改正）

③ 床又は通路面の材料の変更

床材変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取り替え

扉の取り替えに伴う壁又は柱の改修工事

（クロス貼りやスイッチ移設などの電気工事は除く）

⑤ 便器の取り替え

便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更 （床の解体を伴う場合等）

7. 住宅改修費が支給できない場合

次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修費の支給ができません。

① 被保険者が工事着工前に死亡した場合

② 被保険者が工事着工後に医療機関および介護保険施設を退院（退所）しないまま死亡した場合（被保険者が工事期間中に死亡した場合、死亡時に完成している部分について支給対象）

③ 要支援・要介護認定が非該当となった場合

8. 現地確認について

松山市（保険者）が、書類上の確認だけでは判断が困難な場合、もしくは介護給付費の適正化事業の一環で、現地確認（工事の前後）をする場合があります。

